

異動の内容	添付書類			提出先	
	登記事項証明書※	定款等※	その他		
法人設立・設置届出書					
道内に法人を設立した場合、道外法人が初めて道内に事務所等を設置した場合	○	○		札幌道税事務所税務管理部 課税第一課事業税第二グループ (〒060-0003札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F) ※最寄りの(総合)振興局・道税事務所でも受付しております。	
その他納税義務が発生した場合(人格のない社団が収益事業を開始した場合等)		○	【NPO法人や人格のない社団等が収益事業を開始した場合】 法人税の収益事業開始届出書控え(写)		
異動届出書					
法人名、所在地等の登記事項が変更した場合	○				
事業年度を変更した場合		○	臨時株主総会の議事録等(写)でも可		
解散、清算終了、破産等をした場合	○		合併解散の場合：合併契約書(写)		
連結法人となった場合			【連結グループとして新たに連結納税を開始したとき】 1 連結親法人：連結納税の承認の申請書(初葉) 連結子法人：連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書(写) 2 グループ一覧及び出資関係図 【連結グループに後から加入したとき】 1 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 2 グループ一覧及び出資関係図		
連結法人でなくなった場合			【連結納税の承認の取消しの処分を受けたとき】 1 国税庁長官の処分の通知 【連結納税の適用の取りやめの承認を受けたとき】 2 国税庁長官の取りやめの承認の通知 【上記以外のとき】 1 連結完全支配関係を有しなくなった旨を記載した書類又は税務署に提出した当該異動事項に関する届出書		
上記以外の届け出ている事項に変更があった場合			変更内容を確認できる書類		
申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書		○	法人税の申告期限の延長申請書(写)		

※ 「登記事項証明書等」とは、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本です。

※ 「定款等」とは、定款、寄付行為、規則又は規約です。

※ 添付書類はいずれも**写し**でかまいません。